

# 特定非営利活動法人花巻文化村協議会定款

(平成28年1月25日改正)

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、特定非営利活動法人花巻文化村協議会という。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を岩手県花巻市葛第8地割283番地1に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は宮沢賢治の思想精神を受け継ぎ、その実践を通して豊かな市民社会の構築を図る。

(特定非営利活動の種類)

第4条 本会は、前項の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

①社会教育の推進を図る活動

ア 各種趣味教室・文化教室の開催の支援事業

イ 子供の物づくり体験活動の支援事業

②まちづくりの推進を図る活動

ア 地域のコミュニティを創造する事業

③学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動

ア 伝統芸能、文化継承の場を提供

④子どもの健全育成を図る活動

ア 自然体験活動、野外教育活動の支援事業

イ 地域の子供会の活動支援事業

(2) その他事業

①飲食物等を提供する事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、収益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

### 第3章 会員

(会員の種類)

第6条 本会には、次に掲げる会員を置き、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)に定める社員とする。

(1) 正会員 本会の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2) その他会員 規則で定める会員

(入会及び会費)

第7条 本会の会員になろうとする者は、会費を払い込むことによって会員となることができる。

2 会費の額は、規則で定める。

(会員の資格の喪失)

第8条 正会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会届を提出したとき。

(2) 本人が死亡し、又は正会員である団体が解散したとき。

(3) 除名されたとき。

(退会)

第9条 会員は、別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員は、次の各号のいずれかに該当するときは、理事会の議決を経て、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 本会の定款又は規則に違反したとき。

(2) 本会の名誉を毀損し、又は本会の目的に反する行為をしたとき。

(会費等の不返還)

第11条 本会は、すでに納入された会費その他の拠出金は返還しない。

### 第4章 役員

(種別及び定数)

第12条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理事 5人以上20人以内

(2) 監事 2人

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長、副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれてはならない。

4 監事は、理事又は本会の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、本会を代表し、その業務を総理する。なお、理事長以外の理事は、本会の業務について、本会を代表しない。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 理事は、理事会を構成し、本会の定款並びに総会及び理事会の議決に基づき本会の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査する。

(2) 本会の財産の状況を監査する。

(3) 前2号の規定による監査の結果、本会の業務又は財産に関し、不正な行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告する。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会の招集を請求する。

(5) 理事の業務執行の状況又は本会の財産の状況について理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求する。

(任期等)

第15条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事の定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、当該役員を解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与

えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったと認められるとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第5章 総会

(種別)

第19条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第21条 総会は、次の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び活動予算並びにその変更

(5) 事業報告及び活動決算

(6) 役員の選任または解任、職務及び報酬

(7) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(8) 事務局の組織及び運営

(9) その他運営に関する重要事項

(開催)

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認めたとき。

(2) 正会員の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第14条第4項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その

日から 45 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 24 条 総会の議長は、理事長が務める。

(定足数)

第 25 条 総会は、正会員の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 26 条 総会における議決事項は、第 23 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 27 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 25 条及び第 26 条第 2 項、第 28 条第 1 項第 2 号及び第 49 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 28 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員の総数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者がある場合には、その数を付記する。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 名以上が署名し、押印しなければならない。

3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表

示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号に掲げる事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第6章 理事会

(構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

2 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(権能)

第30条 理事会は、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

2 理事長が総会を招集するいとまがないときは、総会の議決を得るべき事項（第21条第1号、第2号及び第3号を除く。）を理事会が専決することができる。

3 前項の場合は、次の総会に報告し、承認を求めなければならない。

(開催)

第31条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも3日前までに通知しなければならない。

(議長)

第33条 理事会の議長は、理事長が務める。

(定足数)

第34条 理事会は、理事の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知

した事項とする。

2 理事会の議決は、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事の総数並びに出席者数及び出席者氏名(書面表決者及び表決委任者がある場合には、その数を付記する。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名し、押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立の時の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 本会の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第40条 本会の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 本会の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 本会の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計とする。

(事業計画及び予算)

第43条 本会の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算の成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第45条 予算の超過又は予算外の支出に充てるため、予算の中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を得なければならない。

(事業報告及び決算)

第46条 本会の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受けなければならない。

2 決算上、余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れ、その他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 本会が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を受けなければならない。



- (1) 目的
  - (2) 名称
  - (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
  - (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
  - (5) 社員の資格の得喪に関する事項
  - (6) 社員に関する事項（役員の数に関する事項を除く）
  - (7) 会議に関する事項
  - (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
  - (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
  - (10) 定款の変更に関する事項
- (解散)

第50条 本会は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
  - (2) 目的とする特定非営利活動事業の成功の不能
  - (3) 正会員の欠乏
  - (4) 合併
  - (5) 破産手続開始の決定
  - (6) 所轄庁による認証の取消し
- 2 前項第1号の事由により解散する場合は、総会に出席した正会員の4分の3以上の議決を経なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散する場合は、所轄庁の認証を受けなければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 本会が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、花巻市に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 本会が合併しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を受けなければならない。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 本会の公告は、本会の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

## 第10章 事務局

(事務局)

第54条 本会に、本会の事務を処理するために事務局を設置する。

2 事務局に事務局長のほか、所要の職員を置く。

3 事務局長は、理事長が任免する。

4 本会の事務を円滑に処理するため、次の各号に掲げる事務は、事務局長が専決できるものとする。

(1) 事務局職員の任免に関する事項

(2) 事務局の人事に関する事項

(3) その他事務局の運営に関する事項

## 第11章 雑則

(補則)

第55条 この定款の実施に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 附 則

この定款は、当局の認証後速やかに施行する。